



従業員の皆様、職場のトラブルでお悩みではありませんか？

ご相談ください！



0120-9-39610

サンキュー ロウドウ

受付時間：月～金曜日 / 9:00～12:00、13:00～16:00 (祝日、年末年始除く)

職場で
パワハラ
がある。



有給休暇を
とらせて
くれない。



突然、
解雇された。



退職金を
払って
くれない。

電話相談

来所相談

メール
相談

弁護士
相談

あっせん

・電話/来所相談：専門の相談員が対応します。フリーアクセス 0120-9-39610

※携帯/IP 電話の場合は、各労働相談所の電話番号に直接おかけください。

・メール相談：電話/来所が困難な場合は静岡県 HP または QR コードからご相談ください。

静岡県 労働相談



・弁護士相談：月1回、各労働相談所で実施しています。(無料・予約制)

・あっせん：労働委員会のあっせん制度の申請を受け付けています。

※詳細は、下記の各中小企業労働相談所または労働雇用政策課までお問い合わせください。



静岡県県民生活センター

東部県民生活センター内

(東部中小企業労働相談所)

電話：055-951-9144

中部県民生活センター内

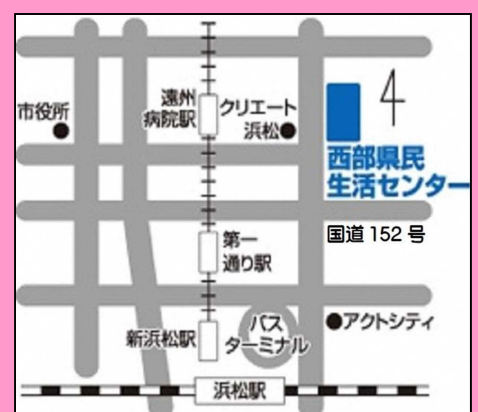
(中部中小企業労働相談所)

電話：054-286-3208

西部県民生活センター内

(西部中小企業労働相談所)

電話：053-452-0144



静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課 電話：054-221-2817

静岡県労働委員会事務局調整審査課 電話：054-221-2286

労働相談の内容によっては、
県労働委員会のトラブル解決制度「あっせん」が利用できます。

無料

迅速簡易

中立公正

あっせんとは …… 3名のあっせん員が当事者双方
に歩み寄りを促し、トラブル解決
を支援する制度です。



- ・労働者個人と使用者との間に生じたトラブルについて利用できます。
- ・労働者、使用者のどちらからも申請できます。
- ・当事者双方から丁寧に話を伺います。
- ・制度についての詳細は、各県民生活センター（中小企業労働相談所）
または県労働委員会事務局へお問い合わせください。

● あっせんの流れ

あっせん申請

調査

調整

解決

県民生活センター（中小
企業労働相談所）に相談しな
がら申請書を作成・提出

労働委員会事務局の
職員が当事者双方から
トラブルの内容を聴取

あっせん員3名が、
双方の希望を調整し
解決案を提示

双方の歩み寄り
合意した場合には
確認書を作成

● あっせんの具体例

事業縮小のため
支店を閉鎖する。
解雇もやむをえない。

企業側

トラブル



Aさん

会社が突然支店を閉鎖し、
仕事をクビになった。
納得できない。

あっせん

解雇を撤回し、別の支店で勤務できるよう会社側と調整



調整の結果、Aさんは別の支店で働くことで、Aさんも会社も合意した。

あっせんについての申請・お問い合わせは
県民生活センター内の相談所へ（連絡先は表面に記載）

